

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の拡大防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに景観の保全その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業（これに附帯する樹木の伐採又は伐根、盛土、切土等の造成を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業を行うための一団の土地（一体として使用されていると認められる土地を含む。）をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 営農型太陽光発電設備 農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する目的で設置する設備をいう。

(適用を受ける太陽光発電事業)

第3条 この条例の規定は、市内に設置される全ての事業用の太陽光発電事業を対象とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するもの及び自己の居住の用に供する住宅の敷地内に設置するものを除く。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等及びこの条例を遵守し、災害の拡大防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業に関連する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講じるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに対処できるよう十分な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業に関して地域住民等から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、できる限りこれに対応するよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、事業区域の原状回復に努めなければならない。

(市による区域の指定等)

第6条 市長は、原則として設置を行わない区域として、別表第1に掲げるとおり定める。

2 事業者は、前項に規定する区域に太陽光発電設備を設置しないものとする。ただし、当該区域に係る関係法令等において設置の許認可等を受けた場合にあっては、この限りでない。

第7条 市長は、設置を抑制する区域として、別表第2に掲げるとおり定める。

2 市長は、事業者に対し前項に規定する区域を事業区域に含めないよう求めることができる。

第8条 市長は、慎重な検討と配慮が必要な区域として、別表第3に掲げるとおり定める。

2 市長は、前項に規定する区域を事業区域とする場合にあっては、事業者に対し関係法令等を遵守するとともに、関係機関と調整を行うことを求めるものとする。

(事前協議等)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに市長と事前協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により市長と事前協議した内容を変更しようとする

ときは、あらかじめ、市長と変更協議しなければならない。

- 3 市長は、前各項の協議が終了したときは、事業者に通知するものとする。
(説明会の開催)

第10条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議をする前に、規則で定める事項について、次の各号に掲げる事業区域の地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。

- (1) 次に掲げる太陽光発電設備の出力の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲の居住者

ア 50キロワット未満 事業区域との敷地境界から50メートル以内

イ 50キロワット以上1,000キロワット未満 事業区域との敷地境界から100メートル以内

ウ 1,000キロワット以上 事業区域との敷地境界から200メートル以内

- (2) 事業区域に隣接する土地（事業区域に隣接する土地が、道路又は水路である場合は、当該道路又は水路と事業区域の反対側において接する土地を含む。）の所有者

- 2 事業者は、前条第2項の規定による事前協議内容の変更協議をする前に、当該変更に係る事項について、前項各号に掲げる事業区域の地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

(1) 太陽光発電設備の出力の縮小

(2) 事業区域の面積の縮小

(3) その他市長が認める軽微な変更

- 3 事業者は、前各項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、第1項各号に掲げる事業区域の地域住民等との合意形成に努めなければならない。

(標識の設置)

第11条 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示するものとする。

(太陽光発電設備の設置に当たり配慮すべき事項等)

第12条 事業者は、災害の拡大防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備の設置に当たっては、規則で定める事項について十分配慮するものとする。

2 事業者は、太陽光発電設備の工事期間中は、当該工事現場の公衆の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事予定期間等を表示するものとする。

(適切な維持管理)

第13条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう規則で定める適切な維持管理を行うものとする。

(地位の承継)

第14条 第9条第1項の規定による事前協議を行った事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 地位を承継した者は、速やかに第11条に定める標識を設置しなければならない。

(事業の廃止)

第15条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、当該事業を廃止する日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)に基づき適正に処理しなければならない。

(報告の徴収)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において市長が命じた職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第9条第1項又は第2項の規定による協議をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

(2) 事業者が第10条第1項又は第2項に規定する説明会を開催せず、地域住民等に対する誠意ある対応を怠ったとき。

(3) 事業者が第13条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。

(4) 事業者が第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 事業者が前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったとき。

3 事業者は、前各項に規定する指導、助言又は勧告を受けた場合は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者にもその理由を通知し、意見を求めなければならない。

(国又は県への通知)

第20条 市長は、前条第1項の規定により公表を行った場合は、関係資料を添えて、当該公表の内容及び事実を国又は県へ通知することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、第18条の規定による指導、助言及び勧告の内容及び事実を国又は県へ通知することができる。

(事業者が所在不明になった場合等)

第21条 事業者が所在不明となり、又はその組織を解散した場合において、土地所有者等が事業者と異なるときは、当該土地所有者等を事業者とみなして、第13条、第15条から第20条までの規定を適用する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年1月1日以後工事に着手する太陽光発電事業から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年12月31日までの間に工事に着手する太陽光発電事業については、条例第14条及び第15条の規定による手続きを除き、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に大網白里市太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン第6条第1項の規定による事前協議又は第7条第1項の規定による地域住民等説明会が開始されている太陽光発電設備設置事業については、条例第14条及び第15条の規定による手続きを除き、なお従前の例による。

別表第1（第6条第1項）

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- 2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林
- 4 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地域

別表第2（第7条第1項）

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域
- 3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水浸水想定区域
- 4 建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）第4条に規定するがけ
- 5 大網白里市緑の基本計画に基づく保全すべき特に重要な緑地

別表第3（第8条第1項）

- 1 森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く。）
- 2 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
- 3 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年条例第8号）又は大網白里市文化財の保護に関する条例（昭和51年条例第9号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地
- 4 自然公園法に基づく普通地域